

幼児児童生徒の安全対策に関する連絡会における確認事項

○大分県教育委員会は、市町村教育委員会を通じ、学校等が緊急対策として次の取組を行うよう指導支援する。
○警察本部は、警察署を通じ、学校等、地域住民と連携して次の取組を行う。

平成17年12月8日
平成19年8月7日一部改正
大分県教育委員会
大分県警察本部

項 目	教 育 委 員 会	学 校	警 察
登下校時の安全対策	<p>1 通学路の点検・見直し ① 毎年度各学校が通学路の点検・見直し及び通学安全マップの修正を行っているか確認する。</p> <p>2 安全な登下校方策の策定・実施 ① 必要に応じて防犯ブザー等の防犯用品の整備を行う。</p> <p>3 安全教育の実施 ① 各学校からの防犯教室の実施依頼に対して可能な限り協力する。</p>	<p>1 通学路の点検・見直し ① 多方面からの情報に基づき通学路の点検・見直しを行う。 ② 危険箇所や一人通学となる区間を把握し通学安全マップを作成し、保護者や警察、地域の関係者等と情報を共有する。(通学安全マップの作成に当たっては、教職員、保護者等が児童生徒と通学路を一緒に歩き把握する。)</p> <p>2 安全な登下校方策の策定・実施 登下校方法の見直し・工夫が必要 ① 可能な限り集団登下校を実施 ② 一人通学区間を解消(保護者による送迎、学校や学校ボランティアによるパトロール)</p> <p>3 安全教育の実施 ① 通学安全マップを子ども自らが作成し危険箇所、交番、子ども連絡所等の場所を習得 ② 警察の協力を得て防犯教室を実施</p>	<p>1 通学路の点検・見直し ① 学校が通学路の再点検を行う際には支援協力する。 ② 学校が通学安全マップを作成する際には支援協力する。</p> <p>2 パトロールの強化 ① 通学安全マップに基づき、登下校時に要注意箇所や一人通学区間を重点的にパトロールする。 ② 通学路や通学時間帯を考慮した警戒活動を強化する。</p>
安全対策に関する情報の共有提供	<p>1 不審者・不審車両情報の提供システムの見直し・改善 ① 通報を受けた市町村教育委員会は当該情報を管内の各幼稚園、各学校に提供し警戒を促すとともに、所管の教育事務所に通報する。 ② 通報を受けた教育事務所は当該情報を管内の各市町村教育委員会に提供し警戒を促すとともに、本庁に報告する。また、他の教育事務所に情報提供を行うことにより全市町村教育委員会及び幼稚園、学校に周知し、警戒を促す。 ③ 情報伝達に当たっては、「不審者による声かけ事案発生時等の情報伝達」により行う。</p> <p>2 不審者に遭遇した生徒への対応 ① 児童生徒の精神的なケアをサポートするため学校と協力して体制づくりを行う。</p>	<p>1 不審者・不審車両情報の提供システムの見直し・改善 ① 幼児児童生徒、警察、地域住民等から積極的に情報収集を行う。 ② 不審者や不審車両等の情報又は不審者による声かけ事案の情報を得た場合は市町村教育委員会、周辺の学校及び警察に速やかに通報するとともに、児童生徒に不審者情報を報告し注意を促す。また、保護者や地域住民に情報提供し警戒を呼びかける。</p> <p>2 不審者に遭遇した生徒への対応 ① 児童生徒の精神的なケアをサポートするための教育委員会と協力して、体制づくりを行う。</p>	<p>1 不審者・不審車両情報の提供システムの見直し・改善 ① 不審者等情報を管内各学校や地域住民へ迅速に提供するシステムの見直し・改善をする。また、不審者等情報は教育委員会担当課へ通報する。 ② 不審者等情報があった場合のパトロール等を徹底する。</p> <p>2 学校警察連絡協議会等の活用 学校と警察とが情報の共有化と共通認識の醸成を図る。</p>
児童生徒を守る地域の連携づくり	<p>1 地域住民との協力体制の構築 ① 地域住民に対して呼びかけ・啓発などの普及活動に努める。 ② 既存の組織等を利用して、地域全体で児童生徒の安全を確保しようとする協力体制づくりに努める。</p> <p>2 市町村長部局への支援要請 ① 市町村教育委員会は、首長部局に対して青色回転灯付公用車によるパトロールの実施など必要な支援を要請する。</p>	<p>1 地域住民との協力体制の構築 ① 各学校は、小学校区毎に、PTA、自治会等に協力を求め、学校安全ボランティアを組織する。 ② 学校毎に「学校安全対策委員会(仮称)」を組織し、学校安全ボランティア等と協議して校区内の声かけ、見守り活動などの活動計画を具体的に定める。</p>	<p>1 地域住民との協力体制の構築 ① 地域住民とともに街頭活動を強化する。 ② 学校安全ボランティアの活動を支援・指導する。 ③ 子ども連絡所・車の活動を支援・指導する。</p>